

公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会 役員等に対する報酬等支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会(以下、「この法人」とする。)役員の報酬等及び費用並びに評議員の費用に関して、定款第29条に基づく基準として定めることを目的とする。

(職務と支給する報酬等の額)

第2条 この法人は、役員等の職務に対する報酬等の額を次のとおりとする。

- (1) 理事会への出席に対する報酬(事務局を担当する役員を除く。)
1日 1万円(税抜き)
- (2) 評議員会への出席に対する費用
交通費、旅費(宿泊費含む)
- (3) 理事長が指定する事務局を担当する役員に対する報酬
月額 5万円(税込み)

(報酬等の支給日)

第3条 役員の報酬は、当月分の支給を月末とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(公表)

第5条 この財団は、この規程をこの財団のホームページに報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、定款第17条(3)に基づき、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年11月21日から適用する。